

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南部振興)	一
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (利根振興)	一
○大規模小売店舗(既存店)の変更に関する公示(商業支援課)	二
○測量法に基づく基本測量の実施(用地課)	二
○測量法に基づく公共測量の実施	二
○ " " " "	三
○ " " " "	三
○東松山市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	三
○開発行為に関する工事の完了公告(建築指導課)	三
○警察ネットワーク接続用端末装置等の貸借に係る一般競争入札の公告(会計課)	三
○一般国道二百九十九号の区域の変更(飯能県土)	五

○開発行為に関する工事の完了公告(東松山県土)	六
○ " " (行田県土)	六
○ " " (杉戸県土)	六
○ " " ("	六
○平成二十年九月二日現在における選挙人名簿登録者数の五十分の一、三分の一の数等(選管委)	六
○選挙管理委員会会の招集("	八

告示

埼玉県告示第千二百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年九月二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人文化センター・アリアン

三 代表者の氏名
金容斗

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市仲町一〇番三十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、多くの人々に対し、朝鮮民族の歴史と文化を紹介し、日本と韓国・朝鮮の相互理解を深めるとともに地域文化の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人ヒューマンサポ

ート植生

三 代表者の氏名

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

埼玉県羽生市大字砂山二百十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、成年後見制度に基づき、障害者や高齢者若しくはその他の社会的ハンディキャップを持つもの(以下「障害者等」という)に対し、財産管理や権利の擁護などを行うとともに当該制度の啓発と普及等に努め、もって障害者等の福祉の向上及び公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキ薬品 上尾平塚店

上尾市平塚八百四十八の二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後八時

(変更後) 午前十時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分

(変更後) 午前九時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十年十月三十日

ニ 届出年月日

平成二十年八月二十九日

二 縦覧期間

平成二十年九月十二日から平成二十一年一月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年九月十二日から平成二十一年一月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百三十七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公告する。

平成二十年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(高精度三次元測量及び水準測量)

二 作業期間

平成二十年九月十八日から平成二十一年二月二十七日まで

三 作業地域

さいたま市、越谷市、三郷市、吉川市、蕨市、戸田市、北葛飾郡松伏町(高

精度三次元測量)、加須市、幸手市、北葛飾郡栗橋町、北埼玉郡大利根町、同北川辺町(水準測量)

埼玉県告示第千二百三十八号

測量計画機関の長である朝霞市長富岡勝則から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

測量計画機関

公共測量(都市計画図修正)
三 作業地域
朝霞市全域

四 作業期間
平成二十年六月十九日から平成二十一年三月二十五日まで

埼玉県告示第千二百三十九号

測量計画機関の長であるさいたま市長相川宗一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量(三級基準点復旧測量)

三 作業地域

さいたま市西区大字島根地内

四 作業期間

平成二十年九月十日から平成二十一年一月二十八日まで

埼玉県告示第千二百四十号

測量計画機関の長である八潮市長多田重美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二

十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量(三級及び四級基準点測量)

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

平成二十年九月一日から平成二十二年三月五日まで

埼玉県告示第千二百四十一号

吉見町から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年二月二十七日

指令東整第一九〇一五九〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月九日第三十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡鳩山町大字大橋字鳴井七八二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
坂戸市南町三番三号

有限会社 昌和建設

代表取締役 大谷 正忠

埼玉県告示第千二百四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年1月1日(木)から平成25年12月31日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総値を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の 5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330—8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 渡邊 電話048—832—0110 内線2244 ファクシミリ048—824—4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年10月24日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年10月23日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成20年10月24日（金）午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成20年10月21日（火）までに提出し、競争入札参加資格（2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成20年9月22日(月)までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of terminal device for police network access etc.
 - (2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m., October 24, 2008 By mail; 5:00 p.m., October 23, 2008 In person; 5:00 p.m., October 23, 2008
 - (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年九月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根 岸 功

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 二百九十九号
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧 A		六・八〇～ 一一・一九八	一三七〇・〇〇	
新 A	日高市大字台字大沢前三五六番一地先から飯能市大字飯能字中村沢一〇二六番四地先まで			バイパス建設工事による。
新 B		一四・三〇～ 七五・〇九	一四五二・〇〇	

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年八月二十一日

第二〇〇〇四七〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月四日

第二〇〇〇五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字中尾字久保田四

一

開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字福田六六五―四

武井隆

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十二日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢郁一郎

一 許可番号

平成二十年九月四日

指令行整第一九〇〇七七一号

二 検査済証番号

平成二十年九月五日第十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字上崎字前原三〇

六―三、三〇八―二、三〇九―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字上崎三〇

六―一 齋藤 友和

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十二日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢郁一郎

一 許可番号

平成二十年九月五日

指令行整第一九〇〇一八一号

二 検査済証番号

平成二十年九月十五日第十五号

北埼玉郡騎西町大字上高柳字地原一

八二―一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字上高柳一八二―

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字上高柳一八二―

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字上高柳一八二―

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字上高柳一八二―

北埼玉郡騎西町大字上高柳一八二―

―五
四家 光洋

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井順一

一 許可番号

平成二十年六月十一日

指令杉整第二〇〇〇三三〇号

二 検査済証番号

平成二十年八月二十七日

杉整第七五五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字西大輪字上古川

一九四一―五、一―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市西区平沼一―三三―

一六

埼玉県選管告示第百号

平成二十年九月二日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数

相沢 英孝

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井順一

一 許可番号

平成二十年六月十一日

指令杉整第二〇〇〇三五〇号

二 検査済証番号

平成二十年八月二十七日

杉整第七五六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字西大輪字上古川

一九四一―一二、一九四三―一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡鷺宮町大字西大輪一

九四一―四

細川 正志

の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年九月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一五、四四七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇二八、七二〇人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数
(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区

三分の一の数

南第一区	六四、〇一三人
南第二区	一三三、三九三人
南第三区	二二、五一一人
南第四区	三六、〇四九人
南第五区	二九、三一七人
南第六区	四一、三〇六人
南第七区	二五、二二四人
南第八区	二四、五七八人
南第九区	三八、八四六人
南第十区	四五、三二九人
南第十一区	二八、六五一一人
南第十二区	三〇、三三二人
南第十三区	六〇、四二八人
南第十四区	三一、一三三人
南第十五区	一九、一五九人
南第十六区	三〇、一一八人

南第十七区	一八、七六〇人
南第十八区	四一、九五二人
南第十九区	一九、一九八人
南第二十区	三〇、七二二人
南第二十一区	一六、四六六人
南第二十二区	三三、六二七人
南第二十三区	二〇、三二二人

西第一区	九二、三三九人
西第二区	四〇、一一五人
西第三区	二二、六六三人
西第四区	四三、三四六人
西第五区	一五、三〇六人
西第六区	二八、三五八人
西第七区	二二、七八五人
西第八区	九〇、三〇六人
西第九区	一五、三四四人
西第十区	一三、八〇八人
西第十一区	二六、九三一人
西第十二区	一八、六九七人
西第十三区	一一、一三〇人
西第十四区	二四、〇五八人
西第十五区	二七、四二一人
北第一区	一八、九三四人
北第二区	一一、八六七人
北第三区	一五、三三七人
北第四区	二一、五五六人
北第五区	四九、一七四人
北第六区	五五、二八二人
東第一区	二三、八七一人
東第二区	一五、三四〇人
東第三区	一八、三五三人
東第四区	一五、三一〇人

東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

一九、五六一人
一七、七〇三人
二八、五八七人
五五、〇七一人
八五、七九八人
二一、〇七六人
三四、九四三人
一七、〇二七人
一五、〇〇八人
三一、四三五人
一六、八〇九人

埼玉県選管告示第百一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年九月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

- 一 日時 平成二十年九月十六日 午前十時
- 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
- 三 議題
 - イ 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部改正について
 - ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇(代表)